セキュリティ・マンション・アパート認定の流れ

		申請者の流れ	団体の流れ
仮申請	計画適合申請	・物件建築の計画段階で申請 ・審査料の納付 ・所有者、管理者、若しくは代理者が申請 ・団体の指定場所に申請	申請に必要な書類等が揃った段階で受理
	書類審査		総合防犯設備士及び防犯設備士で構成する審査委員会で審査
	助言・指導	・審査委員会からの助言・指導に基づく計画変更	基準に合致するよう指導・助言し、書類の訂正を求める
	仮 認 定	・仮認定証の受領 （入居者募集の宣伝広告が可能に）	基準合致を確認し、仮認定証を申請者に交付
本申請	認定申請	・仮認定証受領後（書類審査合格後）に申請 ・審査料の納付	・受理時に現地調査日を協議 ・防犯機器等の設置後から入居前の期間中に調査
	現地検査	（現地実態と申請内容が異なる場合） ・調査員の指導に基づき、申請内容に合致するよう改善 ・改善した旨を協会に報告	・総合防犯設備士及び防犯設備士による調査 ・防犯機器の仕様、設置箇所が申請どおりであることを確認 ・現地実態と申請内容が異なる場合には、申請内容に合致するよう改善を指導
	認定審査		・調査実施後、10日以内に審査委員会を開催 ・委員会による基準合致の確認
	認定登録	・プレート料の納付 ・認定証、登録プレートの受領	・審査委員会で基準合致を確認後、速やかに認定証及びプレートを交付